

「福島県幼児教育振興指針（案）」に対する県民意見と対応の内容

No	項 目	ページ	意見の内容・理由	対応の内容
1	1 - 2	7 ページ 15 行目	<p>「保育者とは、関係施設で勤務する幼稚園教諭、保育士、保育教諭を指します。」の「保育者」の中に「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」を含める。</p> <p>【理由】 複雑多岐にわたる対応が必要な幼児教育の場に心理・福祉の専門家がいないのは、子どもとその家族、保育者も守ることができません。子ども施策も充実してきており、担任や管理職だけでは、その立法の趣旨が理解できず、運用もままなりません。心理・福祉の専門家は職能団体でも研修を受けており、他園、地域の事例も把握しており、教育委員会での研修もあります。小中高大学での支援や就労においての経験があるのも多く、その知識経験を保育段階にも活かし、切れ目のない教育に活かすべきです。</p>	<p>御指摘のとおり、幼児教育施設においても心理の専門性をもつスクールカウンセラーや社会福祉の専門性をもつスクールソーシャルワーカーとの連携は、大切であると捉えております。御指摘箇所の続きに括弧書きとして「(文脈によって、保育に携わる者すべてを指す場合もある)」としており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも包含した意味で記載しております。</p>
	2 - 2 - (1)	10 ページ 14 行目	<p>「東日本大震災や原子力災害、感染症等による影響」について、「現在でも、原子力災害による影響は保育・教育の場に大きく影響しており、この対策を保育者・教員・保護者が行い、子どももその受けられる教育について、被害をうけています。この被害について、国や東京電力に適切に求償し、原発事故前の福島県の環境に戻す努力を致します。」と追記してください。</p> <p>【理由】 今なお、子ども・保育者・教員・保護者が被害をうけたままです。福島原発緊急事態宣言発令はされたままです。スクールロイヤーと連携し、その損害を算定し、国と東京電力に求償してください。福島県民が負担すべき損害ではないはずです。福島県内の保育者・教員・保護者がその被害を我慢することで、補っていたら、これから、原発事故が起こった地域や他の国の住民までその我慢を強いられます。日本で初めての原発事故が起こった地区の保育者・教員・保護者と</p>	<p>御指摘のとおり、本県は東日本大震災や原子力発電所事故以降、他の地域よりも複雑な課題を抱えております。</p> <p>このことから、本振興指針においては、これまでの自然災害等の様々な影響に想像を働かせながら、求める子どもの姿である「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」を目指し、幼児教育の質の向上を図るため、本振興指針に記載のとおり、各種取組を進めてまいります。</p>

			<p>して、その被害実態とその実額を後世に残してください。それにかかった費用と人件費も国と東電に請求してください。被害を受けた者が加害者に現状回復、被害救済を求めるのは当たり前の権利であり、保護者・保育者・教員がその姿を子どもたちにみせ、理不尽な目にあっても、どのようにいきていけばいいのかを示すべきです。それがキャリア教育であり、シチズンシップ教育ではないでしょうか。それらの費用も原発稼働のための費用算定額に含め、本当に原発が日本で必要なエネルギー資源なのか広く国民に問うことができるのは、福島県に住む住民しかありません。世界中の人々も、その動向を注視しています。保護者・保育者・教員・子どもが実際に除染作業に関わらざるをえなかった。13年経っても、被害状況が続いている事実を後世に残してください。</p>	
3	-(3)-①	20 ページ 7 行目	<p>「対象児の保護者の理解が得られず支援が実施できない」のは、担任や管理職が、保護者にその必要性を説明できないからです。SC・SSW がその子の将来にわたっての可能性を示し、様々な支援が小中高校であり、その年齢によって受けれなくなるものもあることを説明すれば、保護者は納得するのに、当の担任や幼児教育施設は理解していない。SC・SSWは小・中・高校見ており、大学の就学支援だって知っています。就労支援にも関わっており、SC・SSWにまかせれば、その子の生涯に渡っての支援が切れ目なく続けられます。</p> <p>保育者・教員の働き方改革にもSC・SSWは有効であり、常勤雇用を望みます。</p>	<p>いただきました御意見は御指摘のとおりであり、障がいのある子どもへの指導に当たっては、保護者や関係機関、専門性のある方と連携を図ることが大切と考えます。このため、20 ページの上欄に「基礎的環境整備を捉える7つの観点」として、「イ 専門性のある指導体制の確保」「カ 専門性のある先生、支援員の人的配置」を記載しております。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーも、この部分に含まれると考えております。</p>
-	-	-	<p>当事者の保護者不在で作られた印象が強いです。福島県のHPやFacebook で保護者を公募して、意見を反映させてほしいです。オンラインなら、参加できるのではないのでしょうか。</p>	<p>貴重な御意見と受け止めております。本振興指針を策定する際に、保護者の方の意見も大切にすることを意識しながら、連携会議の委員の方に意見をいただいてまいりました。</p> <p>今後、振興指針を推進する際も、保護者の方の視点を大切にまいります。</p> <p>また、今後、社会情勢や教育動向、県</p>

				内の幼児教育の実態等の変化を捉えるとともに、保護者の方の意見をいただきながら、必要に応じて本振興指針を適宜見直し、修正を図っていきたいと考えております。
2	—	—	<p>対象が0才～6才と幼い時期に、知識、思考力、判断力、人間性などを求める必要があるのかと感じました。幼稚園などに行かず、おじいちゃんおばあちゃんに育てられた子どもの方が、柔軟な考え方を持っていたり人間性ができていたりするように感じます。難しく考えすぎず親の愛情や地域との関わり、経験などに重きを置いてほしいです。</p> <p>教育の質向上などの文言がありました。先生方の研修などが多くなったり、こうあるべきだと押し付けになったりしないよう配慮いただきたいです。心理的負担が重くなり、幼児への適切な接し方を見失う恐れはないでしょうか。</p> <p>地域の資源を活用、子どもの心を揺り動かすような豊かな体験、これはとても良い取り組みと感じました。昔ながらの良き伝統が各地にはあると思いますので、ぜひ取り組んでほしいと思います。</p> <p>特別な配慮を必要とする子どもへの指導という文言が多くありました。昔はみんな同じように生活をしていました。同じでいいのではないのでしょうか？</p> <p>外国籍の子どもや帰国した子供への配慮ですが、上記(4)と同じように、なぜ特別な配慮をする必要があるのでしょうか。日本の学校で学んでいるのですから、外国の方も日本人のように、同じく接すればいいのではないのでしょうか。ただでさえ、日本の子どもたちは鬱になる子どもが増えているのですから、まずは日本人へのフォローをしっかりとっていただきたいです。</p>	御心配いただきました点に配慮するとともに、後押しをいただいたことを大切にしながら、国が定めている幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて策定した本振興指針を推進してまいります。

3	—	—	<p>福島県に住んで子どもを育てるのに大丈夫なのかと不安になる内容です。まだこのレベルなんですか。10数年前の東京よりひどいです。この計画をみて福島県に住むことに希望をもてるどころか、この計画では失望でしかありません。とりあえず作れと言われたから、やっつけで作っているのでしょうか。読めば読むほど不愉快になる内容です。いわき市内の保育施設代表が少ないですし、保護者代表が1人しかいない中で策定されても、意味がないと思います。子どもを代弁するものとしても、当事者である親も各地区1名を今からでも公募で募集すべきです。オンライン開催できるのですから、保護者も有給休暇を取って参加できるはずです。現場の声を一切聞かず、お偉い様だけで決めた机上の空論、実態に合わないことをそのまま続ける気ですか。何も考えていない。所詮お役所仕事にしか見えません。行政・教育施設・保護者の三者一体になってしなければならない内容なのに、三分の一は保護者にしてください。保護者は公募で募集をしてください。保護者の意見を聞きたくないのが見え見えます。県民の意向をくんでいません。これでは、福島県から出たい気持ちがより強くなって押さえきれません。もう少し希望が持てる内容にしてください。未来の子供達がかawaiiそうではないです。保育者も教員も保護者もかawaiiそうではない。何も希望が持てない県と言っているようなものです。何が今の福島と変わった内容なのでしょう。実際にこの委員の方々は会議等に参加されていたのでしょうか。欠席者がいるなら、それを公開してください。出席者の方々の見識を疑います。がっかりです。はずかしくないのでしょうか。私がどれだけ大変な思いで福島で子育てしてきたかわかりますか。今からでもいいから、保護者の意見を伝えられるように、保護者を公募してください。あまりにもひどい内容です。これでは、福島では子育てできません。</p>	<p>いただきました御意見から、御心配をいただいていることや大変な御苦勞をされてきたことを拝察いたしました。</p> <p>本振興指針を推進する中において、今後さらに保護者の方の思いに耳を傾け、大切にしながら進めてまいります。</p> <p>また、今後、必要に応じて本振興指針を見直す際にも、保護者の方の意見をいただきながら修正を図っていきたいと考えております。</p>
---	---	---	--	---

4	3 - 1 - (3) - ①	20 ページ 1 行目	<p>「基礎的環境整備の視点を持つ」を「基礎的環境整備の視点をもつ」に修正する。</p> <p>【理由】 「もつ」と「持つ」の使い分けの統一を図るため。</p>	御意見を踏まえ、「もつ」に修正します。
	3 - 2 - (3) - ②	25 ページ ②1 行目	<p>「移行を円滑にするために、」の「、」をとる。</p> <p>【理由】 読みやすくするため。</p>	御意見を踏まえ、修正します。